

臨床研究及び疫学研究の実施に関する協定書

静岡県公立大学法人静岡県立大学（以下「甲」という。）と公益財団法人SBS静岡健康増進センター（以下「乙」という。）は、臨床研究及び疫学研究の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、臨床研究及び疫学研究（以下「研究」という。）の実施において相互の連携を図ることにより、地域企業等による機能性食品等の研究を促進するとともに、成果を広く普及することにより、地域住民をはじめとする人々の健康増進を実現することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 甲は、研究の開始から終了までに係る事項を主体的に実施する。
- (2) 乙は、甲の依頼に基づき、被験者の募集及び検査の実施などに協力する。
- (3) 甲及び乙は、可能な範囲において、研究で得られた成果を各種学会やメディア等を通じて、地域住民等に還元する。
- (4) 甲及び乙は、その他前条の目的を達成するために必要な事項を実施する。

2 甲及び乙は、前項に基づく研究の実施に当たっては、個別に契約を締結するものとする。

（費用負担）

第3条 前条第1項第2号に定める甲の依頼事項に必要な費用の負担については、研究の実施に関する個別の契約において定めるものとする。

（秘密の保持および情報の開示）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の実施に当たり知り得た情報のうち、相手方が指定した情報については、本協定の有効期間中はもとより期間満了後又は解除による協定終了後においても、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

2 第2条第1項各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

(有効期間及び有効期間の延長)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間の末日の3か月前までに甲又は乙が協定終了の通知を書面で行わない限り、本協定の有効期間は自動的に更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名の上、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年4月27日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県公立大学法人静岡県立大学
学長 鬼頭 宏



(乙) 静岡市駿河区登呂3丁目1番1号

公益財団法人SBS静岡健康増進センター
理事長 松井 純

